



一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」の趣旨に鑑み、全ての社員が仕事と家庭の両立ができ、性別に関わらずその能力を十分に発揮できるような働きやすい環境をつくるため、以下の通り行動計画を策定いたしました。

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

計画期間 2023年10月1日～2028年9月30日までの5年間

有給休暇取得率が70%以上となるよう、取得推進の取組みを実施

※毎年1月1日一斉付与の社員対象

目標1

取組み内容

- ①直近3年間における部門ごとの有給休暇取得状況の把握および部門への周知
- ②有給休暇取得計画表の作成と案内

仕事と生活の両立を支援する諸制度についての説明と相談窓口の設置

目標2

取組み内容

- ①諸制度の洗い出しと説明項目の検討、説明資料の作成
- ②説明会の実施
- ③説明資料の掲載と合わせ、相談窓口の設置

女性活躍推進法に基づく行動計画

計画期間 2023年10月1日～2028年9月30日までの5年間

採用した労働者に占める女性労働者の割合を40%以上の水準に維持

目標1

取組み内容

- ①人材募集の求人要項見直し
- ②さらなるリモートワークの充実化および時間単位年休や時差勤務の活用を推奨するなど
柔軟な働き方を実現